

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の(設例)を読んで、問(1)から問(3)に答えなさい。(配点:50点)

(設例)

(ア)被災者生活再建支援法(以下「法」という。)は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)を支給するための措置を定める法律であり、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする(法1条)。支援金の支給要件は、法2条2号の定義する「被災世帯」に該当すること、すなわち、その居住する住宅が所定の自然災害により所定の程度以上の被害を受けた世帯であることのみであって(法3条1項)、当該世帯が経済的に困窮しているか否かは問わない。また、支援金の額も法3条2項から7項までに一律の額として法定されており、実際の損失額や今後の住宅の建替えや補修等に必要となる額に応じて支援金の額が決定されるものではない。

支援金の支給に関する事務は都道府県の事務であるが、都道府県は同事務を被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)に委託することができ(法4条、法6条)、その委託を受けた支援法人は、支援金の支給を行うことができる(法7条2号)。

(イ)202\*年2月、A県沖を震源地とする大地震が発生し、100万人近くのA県民に対し甚大な被害をもたらした。A県B市C区にあるマンション(以下「本件マンション」という。)に居住する世帯の世帯主Xは、C区長から、本件マンションの被害の程度が大規模半壊である旨の罹災証明書(以下「本件証明書」という。)を交付され、A県から支援金の支給に関する事務の委託を受けた支援法人Yに対し、本件証明書を添付して支援金の支給を申請した(以下「本件申請」という。)。本件申請当時、罹災証明書は法施行令4条1項の「当該世帯が被災世帯であることを証する書面」に当たるものと扱われていたが、被害の認定を迅速に実施するため、簡便な調査方法により認定が行われ、罹災証明書が交付されていた。Yは、Xに対し、Xの世帯が大規模半壊世帯(法2条2号二)に該当すると認定し、同年5月25日、本件申請に係る支援金を支給する旨決定し(以下「本件支給決定」という。)、支援金150万円を支給した。

ところが、同年9月28日にC区の職員があらためて本件マンションを調査したところ、本件マンションにはほとんど被害がなかったことが判明し、これを受けて、Yは、同年12月14日、Xの世帯が大規模半壊世帯に該当するとの認定に誤りがあることを理由に、本件支給決定を取り消す旨決定した(以下「本件取消決定」という。)

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

これに対し、Xは、本件マンションの被害の認定について自ら偽りなどの不当な手段を用いたわけでもなく、C区長やYの判断を信じて、震災によって損壊した家具を買い替えるなど、本件取消決定までに支給された支援金の大部分をすでに費消していたことから、本件取消決定に納得がいかず、Yに対して裁判で争うこととした。

問(1) (配点: 15点)

本件支給決定が行政行為であることを前提とすると、本件取消決定は、行政行為の取消しと撤回のいずれにあたるか。具体的に説明しなさい。

問(2) (配点: 15点)

本件支給決定が違法であったことを前提とすると、本件取消決定について、Xはどのような違法事由(理由提示の瑕疵等、手続の瑕疵を除く。)を主張することが考えられるか、具体的に説明しなさい。

問(3) (配点: 20点)

上記問(2)においてXが主張すると考えられる違法事由に対し、Yはどのように反論することが考えられるか、具体的に説明しなさい。なお解答にあたっては、(設例) (ア)で説明されている法の仕組み、及び以下に掲げる法令の条文を参考にすること。

(資料) 被災者生活再建支援法 (抄)

(目的)

第1条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 [省略]

二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

(行政法)

- ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）
- ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

(被災者生活再建支援金の支給)

第3条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

2～7 〔省略〕

(支給事務の委託)

第4条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第6条第1項に規定する支援法人に委託することができる。

2 〔省略〕

(政令への委任)

第5条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定等)

第6条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

できる。

2～5 〔省略〕

(業務)

第7条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 〔省略〕

二 第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。

三 〔省略〕

(基金)

第9条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点  
を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 〔省略〕

(国の補助)

第18条 国は、……支援法人が支給する支援金の額の2分の1に相当する額を補助する。

被災者生活再建支援法施行令（抄）

(支援金の支給の申請)

第4条 法第3条第1項の規定による支援金……の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して13月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面……を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2～4 〔省略〕